

議案第 2 4 号

南あわじ市特別会計条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特別会計条例の一部を改正する条例

南あわじ市特別会計条例（平成17年南あわじ市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（国民宿舎事業特別会計に関する経過措置）
- 2 前項の規定による改正前の国民宿舎事業特別会計に係る令和7年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定により廃止する国民宿舎事業特別会計に係る剰余金、債権及び債務は、南あわじ市一般会計が継承する。

南あわじ市特別会計条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>国民宿舎事業特別会計 国民宿舎事業</u></p> <p>第2条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第2条 略</p>	

